

## 第四節 社会生活と農民の生活

### 一 社会生活

#### 身分制度

江戸時代の社会は、身分制度を中心として構成された社会であり、この時代の身分制度は、一般に被支配階層の大半をしめる農民や職人・商人と公家・神職・僧尼および最底辺に位置づけられる賤民という構成になっていた。この身分的秩序の形成は中世から近世のとくに戦国時代から江戸時代初期にかけての、激しい政治的・社会的変動が繰り返される過程においてなされたものであり、関が原の戦いに勝利を収め諸大名を服属させて成立した江戸幕府によって、順次確立されたものである。もちろんこの身分制度確立に大きな役割を果たしたのは、豊臣秀吉によって行われた検地や刀狩りであった。天正十年（一五八二）に織田信長のあとを継いだ豊臣秀吉は、統一基準による検地＝太閤検地を新しい征服地で実施し、一地一作人の原則によって、耕作者を土地一筆ごとに登録し、その耕作権を保障した。その反面この検地によって農民は土地に縛りつけられ、身分の移動は禁止されたが、農業生産に専念し年貢・諸役を負担することによって、再生産は保障されたのである。天正十六年（一五八八）に発布された刀狩令は、農民から武器を奪い取って土一揆を抑圧し、さらに身分統制令によって農民の職分を定めて農業の専従者および年貢・諸役の負担者としての身分を固定する一方、在すなわち村と町との

別を嚴重にするために、町に対しては屋敷改めを実施し、町屋敷地を所持し、地子・諸役を負担する者を町人身分とした。町人とは町に居住する者を身分化したものであるが、身分制度制定当初は、町に住みながら農業を営む者もいた。しかし、これらが順次敵しく農業から切り離され、職人・商人身分として固定され、代々世襲せられるようになったのである。こうして身分制度が固定化していくなかで、幕府や諸藩は領民全体の把握・支配を徹底させるためには、農民・町人の枠外にあった人びとの支配が必要となった。それは都市や農村を回って、占い・呪術・祈禱などをする巫祝みしゆくや雑芸人などを含む遊民層や、ひにん・乞食こつじきなどもよばれて、卑賤視されていた人たちであった。かれらは一般に当時の基本的産業である農業等を生業としていなかったために、荒地地や河川敷などの無年貢地に居住するか、あるいは村から村へ渡り歩く生活をしていた。身分制度は、身分にとともなう職業と居住地を固定するものであるが、このような人びとを放置することは、身分制度そのものを崩壊させる危険性があったので、幕藩制確立の過程での身分制の整序は重要な課題であった。このために、いわゆる「えた」・「ひにん」身分の制度化とその人たちへの規制の強化が、政策的に必要となった〔弘島県史〕近世。

えたは広島藩ではかわたとよばれ、もともと死牛馬の処理にあたり、皮革生産の特技をもつ職人であった。当時、高級な素材であった皮革に対して庶民的な需要は少なく、この仕事だけの生活や社会的な地位の向上は困難であった。このような状態にあったかわたを、藩ではやくから軍事用の皮革調達のために召し抱えた特定のかわた頭の統制のもとに身分的拘束を加え、革役のほかには牢番・行刑・盗賊制止などの治安警備にも当たらせるようになった。この仕事の一環として、賤民身分全体の支配・統制が、かわた頭に任せられるようになった。これに加え、差別的風俗規制の強化、賤業の強制により、農民・町人との切り離し政策もすすめられ、分断支配の政策が推し進められた。

ひにんという語は、もともと貧人の意味で広く用いられていた。飢饉が起きると大量のひにんが発生したが、大名は積極的に帰農策を打ち出し、遊民的存在の減少に努めた。また、農民が農業から離れることを阻止するため、賤民身分としての「定ひにん」の制度が設けられた。定ひにんは城下町などの指定地域に小屋掛けして居住させられ、賤民身分の最下位に位置づけられた。他国から流入してくるひにんや領内の貧人で城下へ流れ込んだ野びにんに対しては、かわたが追い払うことを命ぜられており、賤民相互間にも分裂政策が位置づけられていた<sup>上同</sup>。

広島藩でこのような賤民制度が成立したのは、寛文・延宝期（一六六一—一八〇）ごろであった。その後、藩財政が苦しくなったり、凶作・飢饉などによって農民の生活が逼迫してくると、藩府は強い賤視観念・差別観念をもった身分法令を制定し、さらに差別的な風俗規制を強化して、領民に差別意識をうえつけ、分断支配政策の徹底をはかっていった。かわたの人びとは、厳しい差別的規制を加えられたが、その中で生活を向上させるための努力を続けていた。広島藩内では荒地を開墾したり、農民から田畑を買い受けたりして、農地を所有する例が数多くみられる。また、皮革生産に関連して馬口<sup>ばくちゆう</sup>労を営む者、模合牛<sup>もあひし</sup>と称して農家に牛を預けて飼育させるなど、いろいろな努力によって経済的に成長する人も現われた。このような動きに対し、藩府はたびたびこれらの営業を禁止する触書を出しているが、その効果はあがらなかったようである。かわた身分の人たちの経済的成長を抑えるために、さらに厳しい規制が加えられたが、その規制に屈することなく、経済的にも社会的にも向上し、自らを解放しようとする努力が続けられたのであった。

### 俵約令

農民は自給自足の経済を建て前とされていたが、貨幣経済が農村へ浸透するにしたがい、農業経営や農民の土地所有に変化をもたらし、村の構造自体も変わっていった。肥料や日用品の購入などに農家の貨幣需要は増大し、貨幣収入増加のために商品作物の栽培、副業としての商工業兼業などが行われた。広島藩

の財政も、貨幣經濟の進展につれて窮乏の度合いをたかめていた。ほぼ固定化した年収入に依存する藩財政は、參勤交代・幕府の命令による土木工事の御手伝や生活の奢侈によつて行き詰り、危機的狀況におちいつてきた。寛永十五年（一六三八）から承応年間（一六五四）にかけて、毎年のように旱魃や冷害・洪水に見舞われ、大きな被害を蒙った。年貢徴収の厳しさもあつて、餓死する農民も多く、牛馬の多くも死失し、農村の慘状は目をおおわせるほどであつた。そのため日損改奉行や耕作改奉行を臨時に任命して郡中の実情を調査させたり、作食米や牛代銀を貸与して農村の復興をはかつている。寛永十七年には初めて家中の武士に対する儉約令が出され、同十九年には「儉約に励み耕作に精出すべき」との幕府の布令が領内にも布達され、難局の打開がはかられている。

その後、四代藩主綱長の時代になると、元禄八年（一六九五）・同十二年の二回にわたり、家中をはじめ郡中・町方の生活全般に関する厳しい儉約令が出されている。『広島県史』近世 儉約令は支出を抑制することがその趣旨である

から、いわば消極的な施策であるが、末端の庶民の生活には種々の規制が加えられ、その影響は大きいものであつた。熊野町に残る各種の記録の中に、儉約令に関するものが多くみられるのも、広島藩がたびたび儉約令を発していたためである。これらを総合してみると、農民の衣類は麻布・木綿を洩染か藍染にして用い、これ以外のものの着用を禁じている。下着はもろんのこと、帯もこれに準じた。婦人の髪飾り・かんざし・櫛をはじめ、襟掛け・履物などに至るまで、粗末な品物を用い、金銀などの使用を禁じている。結婚に際しての諸道具類から祝宴に至るまで、分限相應に行うべきことを説いている。寄合の場合も食事を出さないことを原則とし、遅くなくてもどうしても食事を必要とする場合は、一汁一菜にすることになっている。夜間の外出には提灯は使わずに松明を、雨天も傘・合羽ではなく、篋・萱笠を用いることなどが規定されている。病人以外は駕籠も禁止された。農民のなかには広島城下へ出て商業を営み、町人同様の姿をして、農業から放れてしまった者もいるが、こ

れは全く心得違いで、百姓の本体を失なわないようにすべきであることなど、多方面にわたっている「永代日記」。広島藩は一方では農民の分割相続を制限し、二・三男は町家へ奉公に出すように指導をしながら、他方においては農民が町人同様の服装をしたり生活をするを規制しているのである。農民の衣服も藍染は高価なので、茶染・風色などに染めさせて欲しいという願出もあったが認めず、藍染・洪染にさせている。草木染の一色染は許されていたが、色を組み合わせたものは禁じられた。儉約令によって農民の美的感覚を生かした創意工夫を抑圧することは、新しい国産品創造の芽を摘むことになるが、それでも農民の生活水準を一定の枠のなかに閉じ込め、年貢徴収に力点をおいた広島藩政の一端を知ることができる。

### 孝義

寛政元年（一七八九）幕府は諸藩に命じて孝義者を調査報告させ、「孝義録」として刊行した。これにない広島藩でも七代藩主浅野重晟しげあきは、藩儒頼春水・杏坪兄弟に賞賜の対象となった者全員の伝記の編集を命じた。寛政三年に領内の孝子・義人・奇特者の事跡に関する調査が行われ、「芸備孝義伝」（初編）として享和元年（一八〇一）刊行された。その後、二編・三編・拾遺と刊行され、天保十一年（一八四〇）まで合せて八三〇余人の事蹟が記録公表された。いずれも藩主から褒賞をうけた事例で、民衆教化のために利用されたものである。

熊野七郷からこの芸備孝義伝に記載された人物として、第二編には寛政九年（一七九七）に焼山村の医師養碩ようせき・佳景父子が孝廉の人として、また同村のよしという女性が永年にわたって病気の母に孝養をつくしたことよって、褒賞されたことが記録されている。第三編には苗代村友蔵の孝行物語が記されている。中風を患った父を十余年にわたり介護して孝養をつくし、文政八年（一八二五）七月錢五貫文が贈られている。

その後、安政五年（一八五八）六月には熊野村百姓伊助の娘みつが、父伊助亡きあと母に孝養をつくしたことに

よって、米三俵を贈られている「永代」。さらに同年十二月には、みつと同村百姓理助の娘しょうの二人が、孝子として海田市御茶屋で一代藩主長訓「日記」に謁見を許されている。このとき、二人ともそれぞれ銭五〇〇文を藩主から贈られている同上。

## 二 農民の生活

### 稲作

農民にとって最大の任務は、年貢を完納することである。この年貢納入の基礎となる稲作は、農民が一番心をつかうところであった。土地所有においては一か所に田畑をまとめず、河川の兩岸・川上と川下などに分散させ、洪水などによる損失を最少限に食い止めようとする配慮がなされていたことは、よく知られているところである。さらに、植付けられる稲の品種も、早稲・中稲・晩稲と収穫時期の異なるものを栽培することによって、気候の変化による減収を防止する努力がなされている。熊野七郷においては、検地帳や名寄帳が残存しないので、土地所有の実態は判らないが、天保八年（一八三七）の「安芸郡熊野村早稲并中晩田毛上有米目録」「永代」により、稲作の一端を知ることができる。この目録は藩府がその年の作柄を確認するために、各村を調査した合穂枓突「日記」の結果であると思われる。この調査と同時に年貢納入期日も決定されたのである（表4—4—1）。

この年、熊野村では明知方二町三段余に早稲と中・晩稲を植付け、二二三石余の収穫をあげている。この目録にはそれぞれの稲が栽培された水田の等級が記載されていないため石高は不明であるが、一步穂の量を段当収量に換算すると、最高で早稲の二石五斗五升、最低で中・晩稲の四斗五升に当たる。これを延享三年（一七四六）の地詰帳における石盛と比較すると、最高で上上田より七斗多く、最低で見付下田より一升少ない。延享の地詰

表4—4—1 熊野村明知方早・中・晩稲作付段別および収穫量

作付段別		
早稲	3町6段8畝03歩	(16.5%)
中稲	10. 7. 9. 24.	(48.3%)
晩稲	7. 8. 7. 21.	(35.2%)
合計	22. 3. 5. 18.	(100%)

種別	面積	一步穂	有米
早稲	3町6段8畝03歩	1升7合	94石2斗8升8合
中 ・ 稲 晩	3. 0. 24.	1. 5.	6. 9. 3. 0.
	3. 3. 21.	1. 4.	7. 0. 7. 7.
	3. 6. 15.	1. 3.	7. 1. 1. 7. 5
	3. 8. 18.	1. 2.	6. 9. 4. 8.
	4. 3. 21.	1. 1.	7. 2. 1. 0. 5
	3. 6. 12.	1. 0.	5. 4. 6. 0.
	5. 0. 03.	0. 9.	6. 7. 6. 3. 5
	4. 0. 12.	0. 8.	4. 8. 4. 8.
	3. 1. 18.	0. 7.	3. 3. 1. 8.
	3. 3. 24.	0. 6.	3. 0. 4. 2.
	3. 3. 12.	0. 5.	2. 5. 0. 5.
	1. 4. 7. 18.	0. 4.	8. 8. 5. 6.
	13. 1. 0. 27.	0. 3.	58. 9. 9. 0. 5
合計	22. 3. 5. 18.		223. 3. 5. 4. 0

注1 一步穂とは坪刈によって得られた籾の収量のことである。

2 有米は玄米の量である。籾を脱穀すると半分に減量するので、一步穂と有米の関係は次のようになる。

面積×一步穂÷2＝有米 (面積は歩単位に換算する)

3 史料「永代日記」の年代は明確ではないが、天保8年と予想される。

「永代日記」による

表 4—4—2 熊野村明知方定物成納入日

納 入 日	納 入 量	比 率
早 稲 先 納	75石 3 斗	54.1%
9月23日	18. 6.	13.4
9. 28.	23. 1.	16.6
10. 9.	18. 3.	13.1
10. 14.	3. 9. 1. 1.	2.8

定物成合計

139石 2 斗 1 升 1 合

〔永代日記〕による

帳では上上田は四段六歩しかなかったが、その石盛一石八斗五升以上の収穫があったのは、早稲・中晩稲合せて四町六反八畝二三歩となり、面積にして約一・八倍に増加している。約九〇年程の間に、農業技術の進歩と品種改良の成果をみる事ができる。

また、この目録によると、この年の定物成（年貢と年貢の二％に相当する口米を合せたもの）は一三九石二斗一升一合であった。これを表 4—4—2 のように納入するように報告している。早稲先納分（期日不明）は早稲有米〓收穫量の約七九・九％を占めており、残りを四回に分けて十月十四日までに完納する予定になっている。広島藩では原則として、毎年十一月中に完納することになっているので、この十月十四日はかなり早い期限といえる。それは天保七年以来凶作が続ぎ多数の餓死者を出す程であったこと、藩財政が窮乏していたことに原因するものと思われる。

### 寸志米

農民は本途物成をはじめとして各種の貢租を負担したが、広島藩は土免制（春免制）であったので前年秋のでき具合によって、今年の年貢率が田植時期に決定通知される仕組みになっていた。しかし、現実には年貢率にそれ程の変動はなく、一八世紀以降は殆んど定率で推移していた。特に風水害や冷害などで凶作の場合のみ検見によって秋免に切り換えられるが、平年作に復すれば元来の率に戻されていった。このような状況のもとで、時には大



表 4-4-3 寸志米上納

安政 6 年 (1859)

	25 俵	村高に対して約 0.29%
熊野村	1 〃	〃 0.18 〃
川角村	1 〃	〃 0.35 〃
平谷村	1 〃	〃 0.26 〃
押込村	2 〃	〃 0.42 〃
苗代村	3 〃	〃 0.53 〃
栃原村	2 〃	〃 0.22 〃
焼山村	4 〃	

「永代日記」による

豊作がおとずれ予想外の余剰が生じる場合もあった。このような年は、発起人は不明であるが、口実を設けて藩へ寸志米（上納米）を納入した。その古い例としては宝永六年（一七〇九）に豊作であったので、「御殿様入国の祝儀」として、上納米を願い出て聞き届けられている『広島県史』近世史料編Ⅱ。その後、元文三年（一七三八）には上納米の納入方法を定め、一俵三斗一升五合詰とし、組合村々がまとめて納入することが布達されている。このことから、上納米がかなり頻繁に行われていたことが推測される上。

幕末期に至り、江戸に参勤した九代藩主齊肅（なかな）は帰国が認められず、在江戸のまま安政五年（一八五八）四月に隠退し、一〇代藩主慶熾（よしのり）に交代したが、同年九月江戸で病死し、十月に一一代藩主長訓（ながのり）が襲封し、翌年五月広島へ入った。久し振りの藩主の帰国を祝し、村々から寸志米上納を願い出て許可されている。このとき熊野七郷が上納した寸志米は三八俵であった（表 4-4-1-3）。安政五年は領内にコレラが流行し多くの死者が出ているので、労働力不足のため村々は豊かでなかったと考えられるが、当時の広島藩は莫大な借金により藩財政が逼迫しており、藩主帰国を口実に寸志米という形式で、年貢の追加徴収が行われたものと推測される。その負担は村高に対して最高が栃原村の約〇・五三%、最低が川角村の約〇・一八%に相当する。これらの負担増加分のみの比率をみるとそれ程には感じないが、これを広島城下の米蔵へ納入する諸経費を加えれば、もっと大きな負担となるものであった。

## 褒賞

広島藩はことあるごとに、いろいろな事柄について褒賞を繰り返し行なっている。その多くの場合は村役人層が褒賞され、褒美として鳥目(現金)を藩主から賜わっている。前述の孝義伝に記載されたような例は、本当に数少ないものであった。

広島藩は安政二年(一八五五)八月に年貢納入用の米俵の仕立てを堅固にすることを布達し、米俵とサン俵を入念に作り、縄を五本かけることにした。縄は太いものを用い、真中の縄を強く締めて結び、両側の各二本ずつは振りもりにすることとした。これは、大坂まで運ぶうちに俵の形がくずれたり、米がこぼれて量目不足が生じるのを防ぐためであった。『広島県史』近世資料編Ⅳ。安政六年(一八五九)三月、藩府は「熊野村百姓共」に対し、同三年に納入した年貢

米の俵形・縄振りがよくできていたとして、錢七貫一五二文を褒美として与える旨を通達してきた日記。四月に割庄屋を通して銀札七一匁五分二厘が熊野村庄屋へ渡された。この褒賞金は割庄屋の指導もあって、同三年の年貢納入者全員へ配分されることになった。年貢米一俵につき一分ずつの割合で、小作人や他村からの入作者に至るまで配分された上。年貢納入後三年も経過してからの褒賞というのも、余りにも間のびをした感をぬぐえないが、産米を少しでも高値に売り捌こうとする藩府の意図を、まざまざと感じさせる褒賞であった。

## 水論

水稲耕作を行うにあたって、灌漑用水の確保は農民の死活につながる大問題であった。そのため灌漑用水をめぐる紛争水論は、どこの村でも発生する可能性をもった問題であった。また、水論の解決は村役人にとっても重大な問題で、簡単に解決しない場合には割庄屋や他村の庄屋など第三者による仲裁によって、解決がはかられた。熊野村庄屋健太郎の日記類のなかにも、水論のため話し合いに行ったという記載は多いが、どのような内容でどう解決したかは書かれていない。

川角区共有文書のなかに万延元年(一八六〇)閏三月の日付で、「熊野村と新雀井手水論和議内済極メ書」があ



図4-4-1 川角地区新雀井手

る。これによって、川角村と熊野村による新雀井手をめぐる水論の概要を知ることができる。新雀井手は熊野村に堰を設けて取水している井手で、水路は熊野村の中が四町三〇間（四八六メートル）、川角村の中を五町一〇間（五五八メートル）あり、川角村を中心に灌漑する水路である。この新雀井手が破損した場合には、郡夫の応援が聞き届けられる程の、川角村にとって重要な灌漑用水路であった。川角区共有文書「国郡志御編集ニ付諸色書出帳」

熊野村から川角村を経て流れる大川の瀬替工事が行われたため、熊野村の百姓源兵衛の田が川向うに孤立し、新雀井手の下に位置することになってしまった。嘉永六年（一八五三）は、近来まれにみる早魃に襲われたので、源兵衛が新雀井手の水を自分の田にひいたため、川角村との間に紛争が生じたのであった。この井手から分水している水田が熊野村にもあったようで、それ故に源兵衛は充水おみずしたと思われるが、それが早魃の時期であったために水論に発展したのであった。両村のうちどちらから訴え出たかは不明であるが、たびたびの吟味が繰り返された結果、万延元年に至ってようやく和解にこぎつけた。その概要は次のとおりである。

- (一) 新雀井手の充水は、両村が従来の慣習によって行う。
- (二) 川角村の充水は井手を利用する関係者が相談して水の配分を行い、各自が勝手に充水しない。
- (三) 特にひどい早魃のときは、関係者全員で早損の具合を見分したうえで、水の配分を相談し決定する。

- (四) 井手の掘浚えなどは、従来どおり川角村で取りはからう。このとき熊野村はできる限り便宜を与える。
- (五) 熊野村百姓源兵衛の田には充水しない。自分の田に十分水を溜めて、源兵衛の田へ水を流すようなことをしてはならない。

問題発生以来八年目に得た結論であるが、ここに至るまでに割庄屋澤原八左衛門・賀茂郡溝口村庄屋餘助・苗代村庄屋平三郎・船越村社倉役彦五郎が苗代村に關係者を集め、話し合った結果である。この和議内済の証文には、熊野村の井手懸<sup>が</sup>り百姓一〇名と長百姓二名が署名している。この結論が出るまでにどのような話し合いが行われたかは分からないが、源兵衛の田は充水されなかった。水稲耕作に欠くことのできない灌漑用水をめぐる慣行と用水権の強さを、今日に伝えてくれる事件であったといえる。